



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*29 和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則 (監察巡察課)..... 1  
 \*30 和歌山県環境審議会規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課)..... 2  
 \*31 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )..... 2

### ○ 告示

- 488 包括外部監査契約の締結 (財政課)..... 12  
 489 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 12  
 490 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 (長寿社会課)..... 13  
 491 紀の川用水土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)..... 13  
 492 安楽川井土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更の認可 ( " )..... 13  
 493 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課)..... 13  
 494 保安林予定森林 (森林整備課)..... 14  
 495 土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課)..... 14  
 496 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)..... 16  
 497 " ( " )..... 17  
 498 都市計画の変更 (都市政策課)..... 18  
 499 港湾施設の公示 (港湾空港課)..... 19  
 500 " ( " )..... 19  
 501 一般競争入札による落札者の決定 (教育委員会)..... 20  
 502 " ( " )..... 20

### ○ 選挙管理委員会告示

- \*56 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 ..... 21

### ○ 警察本部告示

- 2 交通管制センター上位装置貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ..... 21

### ○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 23  
 " ( " )..... 24  
 入札公告 (警察本部)..... 24

## 規 則

### 和歌山県規則第29号

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県職員倫理規則（平成19年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「職員は」を「知事及び職員は」に、「について利害関係者の負担によらないで」を「を負担し、」に改める。

第13条及び第14条中「から講演等の報酬」の次に「の支払」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 和歌山県規則第30号

和歌山県環境審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県環境審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県環境審議会規則（平成15年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第1号中「及び」の次に「管理並びに」を加える。

附 則

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

### 和歌山県規則第31号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第116号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号イ中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同号エ中「別に定める」を「適当と認める」に改め、同項第3号中「いずれかの基準」を「基準のいずれか」に改め、同号ア中「財団法人日本環境協会（昭和52年3月15日に財団法人日本環境協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人日本環境協会」に改め、「配合率基準」の次に「に適合するものであること。」を加え、同号イ中「その他」を削り、「定める基準」を「適当と認める割合であること。」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書を削り、同項第4号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 申請に係るリサイクル製品（提出できないと知事が認めるものを除く。）並びにリサイクル製品の写真及び説明書
  - (5) 申請者がリサイクル製品の販売を行う者である場合にあつては、条例第5条第1項の認定を申請することについて当該リサイクル製品を製造し、又は加工する者から承諾を得たことを証する書類
  - (6) リサイクル製品が前条第1項第4号に該当する場合にあつては、同号に該当することを証する書類
- 第4条中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第6条中「による」の次に「認定リサイクル製品の変更の」を加え、「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第8条の規定による認定リサイクル製品の製造又は加工の廃止又は休止の届出は、認定リサイクル製品製造等廃止（休止）届（別記第4号様式）により行うものとする。

第8条の見出しを「（証明書）」に改め、同条中「身分を示す」を削り、「別記第5号様式」を「別記第

6号様式」に改め、同条を第9条とする。

第7条第2項中「和歌山県報に登載して行なう」を「インターネットの利用その他の方法により行う」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（辞退の届出）

第7条 認定事業者は、条例第5条第1項の認定を辞退しようとするときは、認定リサイクル製品辞退届（別記第5号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所  
氏 名 印  
( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 )

リサイクル製品認定申請書

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

申請区分 (該当する区分にチェック)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新規以外 (認定番号:       —       )			
申請者の事業区分 (該当する区分にチェック)	<input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 販売			
品 目	名 称			
用 途				
寸 法	重 量			
年間製造量	供給可能地域			
価 格	販売開始年月日			
材料の内訳	材料の名称	材料の製造元 (納入元)		構成比
		名称	製造事業場所在地	
	県内生産			
	県外生産			
合 計				100%
製造加工事業者	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	事業場の名称			
	事業場の所在地			
製造又は加工の方法				
製造等の際の環境 保全上の配慮 (条例第 5 条第 1 項第 2 号)				



県産要件該当状況 (規則第 8 条第 1 項各号)	有・無	(1) リサイクル製品の原材料となる材料が主に県内で生産されたものであること。
	有・無	(2) リサイクル製品が主に県内の事業場で製造され、又は加工されたものであること。
	有・無	(3) 県内に主たる事務所を置く事業者が製造し、又は加工したものであること。
添付資料 (添付した資料にチェック)	<input type="checkbox"/> リサイクル製品を製造し、又は加工する事業場の平面図 <input type="checkbox"/> リサイクル製品を製造し、又は加工する工程に関する書類 <input type="checkbox"/> リサイクル製品の安全性が認定基準に適合することを証する書類 <input type="checkbox"/> リサイクル製品の規格が認定基準に適合することを証する書類 <input type="checkbox"/> リサイクル製品 (サンプル) <input type="checkbox"/> リサイクル製品の写真 <input type="checkbox"/> リサイクル製品の説明書 <input type="checkbox"/> リサイクル製品を製造し、又は加工した者から承諾を得たことを示す書類 <input type="checkbox"/> 規則第 2 条第 1 項第 4 号の要件に適合していることを証する書類 <input type="checkbox"/> その他審査に必要な資料 (資料名 : _____ )	
その他		

担当者連絡先	氏名		E-mail	
	電話番号		FAX 番号	

別記第2号様式 (第4条関係)

番 号

## 和歌山県リサイクル製品認定通知書

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第5条第2項の規定により認定申請のありました下記の製品について、同条第1項の認定基準に適合する製品であると認定しましたので、通知します。

年 月 日

和歌山県知事

記

認 定 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 間	
製 品 名	
製 品 の 用 途	
循 環 資 源 等	
規 則 第 8 条 各 号 の 該 当 の 有 無	有 ・ 無

別記第3号様式 (第6条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

印

電話番号

( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 )

リサイクル製品認定申請書記載事項変更届

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第 8 条の規定により、以下のとおり届け出ます。

認 定 番 号	第 号	認 定 年 月 日	年 月 日
製 品 名			
変 更 内 容	変 更 前		変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			

担当者	氏名		E-mail	
連絡先	電話番号		FAX 番号	

別記第4号様式 (第6条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

印

電話番号

( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 )

認定リサイクル製品製造等廃止 (休止) 届

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第8条の規定により、以下のとおり届け出ます。

認定番号	第 号	認定年月日	年 月 日
製品名			
廃止・休止の別 (いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 廃止 (今後製造等再開する見込みがない。) <input type="checkbox"/> 休止 (今後製造等再開する見込みがある。)		
廃止 (休止) 年月日	年 月 日		
製造等廃止 (休止) の理由			

担当者	氏名		E-mail	
連絡先	電話番号		FAX 番号	

別記第5号様式(裏面)中「認定事業者若しくは」を「認定事業者等若しくは」に改め、備考1中「身分証明書」を「証明書」に改め、同様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式 (第7条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

印

電話番号

( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 )

認定リサイクル製品辞退届

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

認定番号	第 号	認定年月日	年 月 日
製品名			
認定辞退日	年 月 日		
既製造品の措置予定			
辞退の理由			

担当者	氏名		E-mail	
連絡先	電話番号		FAX 番号	

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 和歌山県告示第488号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 包括外部監査契約の期間の始期

平成27年4月1日

## 2 包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額

基本費用	3,804,000円
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、5,196,000円をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、64,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは64,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士補であるときは40,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。</p> <p>2 実費 旅費に關係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。</p> <p>(2) 關係人出頭費用 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。</p>

## 3 包括外部監査人の氏名及び住所

大川幸一

兵庫県川西市南花屋敷四丁目15番26号

## 4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。ただし、基本費用については、必要に応じ前金払する。

## 和歌山県告示第489号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったの

で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年5月18日まで縦覧に供する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年3月16日

2 名称

特定非営利活動法人次世代医療開拓センター

3 代表者の氏名

宇都宮智子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市新中島字下ノ覚132番6

5 定款に記載された目的

この法人は、国民に対して、健康と科学技術の振興に関する事業を行い、健康と幸福に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第490号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072100922	社会福祉法人敬愛会	介護老人福祉施設白寿苑別館	日高郡日高川町船津1664	指定介護老人福祉施設	平成27.4.1	平成33.3.31

#### 和歌山県告示第491号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、紀の川用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 和歌山県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安楽川井土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程の変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 和歌山県告示第493号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年4月14日に認可した。

平成27年4月24日

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第25号	海南市下津野字堂浦130-1外1筆
平成26年度第26号-1	日高郡みなべ町清川字上小森1147-1外1筆
平成26年度第26号-2	日高郡みなべ町東本庄字定長739外6筆

**和歌山県告示第494号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

なお、平成27年和歌山県告示第443号（保安林の指定）は、廃止する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字新客277（次の図に示す部分に限る。）、字南谷278
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字新客277、字南谷278（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第495号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 起業者の名称 印南町
- 2 事業の種類 印南町新庁舎建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 和歌山県日高郡印南町大字印南字大畑地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について  
申請に係る事業は、和歌山県日高郡印南町大字印南字大畑地内の面積8,872㎡の区域（以下「本件区

域」という。)を起業地とする「印南町新庁舎建設事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、印南町が印南町役場を移転新築する事業であり、法第3条第31号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、印南町が印南町役場を移転新築する事業であり、また、本件事業に必要な財源措置を講じていることから、起業者である印南町は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

印南町は、和歌山県のほぼ中央部に位置し、太平洋に面する西側の沿岸地域から東側の山間部へ向いて広がる町域面積約114km<sup>2</sup>、人口8,745人の町で、農業を基幹産業として発展してきた町である。

印南町では「印南町長期総合計画」を昭和45年に策定しており、現在の「第5次印南町長期総合計画」においては、町が目指す将来像を「誇りあふれる郷(まち)」と定め、その実現に向けて、さまざまな施策や事業を推進してきた。

その行政活動を担う庁舎は、昭和39年に建設されて以来、住民ニーズの多様化及び複雑化に伴う需要の増加に対応するため、庁舎の増築等を行いながら、町政運営の拠点としての役割を果たしてきた。

しかしながら、現庁舎は建築後50年を経過しており、平成16年に行った耐震診断では、国土交通省における「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」(平成8年)を満たしておらず、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」と報告されており、地震発生時には庁舎が直接被害を受けるおそれがある。

また、大規模地震や津波の発生が警戒されている昨今、特に沿岸部においては高台への迅速な避難が呼びかけられている中、和歌山県が公表した「南海トラフの巨大地震による津波浸水想定」(平成25年)によると、現庁舎位置では津波による浸水深が5.0mから10.0mの浸水想定区域内であり、浸水深1mの到達時間は22分と報告されている。

このため、地震発生時等には庁舎の崩壊や津波による浸水被害のおそれがあり、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく、地域の防災拠点となる災害対策本部が設置できないばかりか、多くの町民が集まる施設であるため、訪れる町民やその周辺の人に危害を及ぼす可能性も否定できない。

本件事業の完成により、津波による浸水被害を受けず、かつ地盤が強固な位置に耐震機能を備えた庁舎が建設されることから、災害発生時には行政機能を停止することなく、災害対策本部が設置され、救援や復旧活動の地域拠点として、十分な機能を発揮することに寄与するものである。

さらに、エレベーターや多目的トイレ等を設置することで、高齢者をはじめ、全ての来庁者が安心して快適に利用でき、また、分散していた庁舎が集約されるため、町民にとっての利便性が向上するとともに円滑な行政運営の遂行に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び和歌山県環境影響評価条例(平成12年和歌山県条例第10号)に定める環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本事業の施行にあたっては低騒音・低振動型、排出ガス対応型の建設機械を使用し、周辺的生活環境に配慮しながら施行するものであり、周辺環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件区域内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業により建設される庁舎は、職員数や来庁者の利便性を考慮して算出した面積に基づき計画されており、本件事業の事業計画は、総務省地方債同意等基準等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業の起業地については、地域の防災拠点としての機能の確保や、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第2項の規定に基づき住民の利便性等を考慮するほか、起業地の規模及び事業費を考慮して選定した3案について検討が行われている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は事業費が3案中最も廉価であり、施工性に優れていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3) アで述べたように、現庁舎は耐震基準を満たしておらず、また、「南海トラフの巨大地震による津波浸水想定」による浸水想定区域内となっていることから、近い将来発生が予測されている大規模地震等に備え、地域の防災拠点として、できるだけ早期に、本件事業の完成を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、収用の範囲は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20号各号の要件を全て充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

印南町役場企画政策課

#### 和歌山県告示第496号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

福飯ヶ峯南谷 (1-201-1-069)、西教寺西谷 (1-201-1-070)、西教寺東谷 (1-201-1-071)、福飯ヶ峯西谷 (1-201-2-031)、井辺南谷 (1-201-1-067)、法紹寺谷 (1-201-1-068)、大日山西谷 (1-201-2-030)、西 (1) (I-362)、井辺 (I-377)、井辺 (4) (I-30007)、西 (4) (I-30008)、神前 (II-2087)、神前 (2) (II-2088)、井辺 (2) (II-2089)、西 (3) (II-2139)、井辺 (1) (II-2147)、神前 (3) (II-30022)、森小手穂 (2) (I-333)、森小手穂 (I-335)、森小手穂 (3) (II-2137)、森小手穂 (301) (III-1091)、森小手穂 (302) (III-1092)、森小手穂 (303) (III-1095)、寺内 (I-334)、寺内 (2) (I-3606)、寺内 (3) (II-2073)、寺内 (4) (II-2090)、寺内 (5) (II-2128)、寺内 (301) (III-1093)、寺内 (302) (III-1094)、井辺 (3) (II-2072)、井辺 (301) (III-1090)、吉礼 (301) (III-1096)、森小手穂 (304) (II-30001)、森小手穂 (305) (II-30002)、森小手穂 (306) (II-30003)、明王寺 (4) (II-2081)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号。以下「施行令」という。) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

大日堂裏谷 (1-201-1-066)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第497号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

宮本谷下川1 (4-365-1-023-1)、宮本谷下川2 (4-365-1-023-2)、宮川谷川 (4-365-2-012)、宮本谷

川支川(4-365-2-013)、鮎浦谷川1(4-365-2-014-1)、鮎浦谷川2(4-365-2-014-2)、上出谷川(4-365-2-049)、宮川中谷川(4-365-1-030)、箬谷川(4-365-1-031)、大蔵南谷川(4-365-2-029)、大沼東谷川(4-365-2-030-1)、大沼東谷川(4-365-2-030-2)、井谷川(4-365-2-054)、中東谷川(4-365-2-057)、中東下谷川(4-365-2-058)、井谷(101)(4-365-2-098)、桑原谷川(4-365-2-015)、永楽寺西谷川(4-365-2-016)、本村東谷川(4-365-2-017)、下山手谷川(4-365-2-018)、垣内谷川(4-365-2-019)、横出(I-849)、沼中崎(1)(II-3428)、沼中崎(2)(II-3429)、沼大沼(1)(II-3430)、沼神谷(II-3431)、沼大沼(2)(II-3432)、沼寺尾(II-3433)、沼横出(1)(II-3434)、沼横出(2)(II-3435)、沼峠(II-3436)、沼菅原(1)(II-3441)、沼菅原(2)(II-3442)、沼菅原(3)(II-3443)、沼菅原(4)(II-3444)、沼経田(1)(II-3445)、沼経田(2)(II-3446)、沼大平(II-3447)、沼一里塚(II-3448)、沼松ノ尾(II-3449)、沼6(I-40017)、沼13(I-40018)、沼1(II-40073)、沼2(II-40074)、沼3(II-40075)、沼4(II-40076)、沼5(II-40077)、沼7(II-40078)、沼8(II-40079)、沼11(II-40082)、沼12(II-40083)、沼14(II-40084)、沼15(II-40085)、沼16(II-40086)、沼17(II-40087)、沼18(II-40088)、沼19(II-40089)、沼20(II-40090)、沼21(II-40091)、沼22(II-40141)、野口(I-852)、遠井北浦(II-3427)、遠井小池(1)(II-3452)、遠井小池(2)(II-3453)、遠井大谷(II-3454)、遠井沢谷(II-3455)、遠井西浦(II-3456)、浅谷(II-3457)、遠井浅谷(1)(II-3458)、遠井浅谷(2)(II-3459)、遠井塔ノ田(II-3460)、遠井中尾(1)(II-3461)、遠井中尾(2)(II-3462)、遠井横手(1)(II-3463)、遠井横手(2)(II-3464)、遠井岩根(II-3465)、遠井1(II-40092)、遠井2(II-40093)、遠井3(II-40094)、遠井4(II-40095)、遠井5(II-40096)、遠井7(II-40098)、遠井8(II-40099)、遠井9(II-40100)、遠井10(II-40101)、遠井11(II-40102)、遠井12(II-40103)、遠井13(II-40104)、杉野原堂浦(3)(I-3788)、杉野原堂浦(4)(I-3789)、中村(2)(I-3790)、杉野原堂浦(1)(II-3552)、杉野原堂浦(2)(II-3553)、杉野原岡原(1)(II-3554)、杉野原岡原(2)(II-3555)、杉野原下柳瀬(2)(II-3556)、杉野原下柳瀬(3)(II-3557)、杉野原北垣内(2)(II-3558)、杉野原奥田(II-3559)、杉野原上西(1)(II-3560)、杉野原上西(2)(II-3561)、杉野原上西(3)(II-3562)、杉野原北垣内(3)(II-3563)、杉野原尾鼻(1)(II-3564)、杉野原尾鼻(3)(II-3566)、杉野原北垣内(4)(II-3567)、杉野原下柳瀬(1)(III-1665)、杉野原北垣内(1)(III-1666)、杉野原(101)(II-40108)、杉野原1(II-40109)、杉野原2(II-40110)、杉野原3(II-40140)、井谷(I-883)、井谷亀石(II-3532)、井谷寺手(II-3533)、井谷立神(II-3534)、井谷丸ノ下(1)(II-3535)、井谷丸ノ下(2)(II-3536)、井谷上垣内(III-1659)、大蔵(II-3495)、大蔵堂尾(II-3496)、大蔵棚ノ木谷(1)(II-3497)、大蔵棚ノ木谷(3)(II-3500)、大蔵棚ノ木谷(4)(II-3501)、大蔵黒ヶ谷(II-3502)、大蔵峠尻(1)(II-3503)、大蔵峠尻(2)(II-3504)

### 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

### 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第498号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画、高野口都市計画、九度山都市計画及びかつらぎ都市計画下水道（紀の川流域下水道）の変更

## 2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県かつらぎ町背ノ山字中島

窪字大川端、源内島、下川田、上川田

萩原字前嶋、橋ノ下、川田

削除した部分

和歌山県かつらぎ町背ノ山字東田、東之越

窪字前田、西前、裕、大東

萩原字竹ノ下

## 3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

## 和歌山県告示第499号

県が管理する港湾施設を港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位 置	種 類	数量及び能力
新宮港	佐野臨港道路	新宮市佐野字下地2140-2, 2140-3, 2141及び2142番地	道路	延長706.3メートル 車道幅員6.5メートル アスファルト舗装

## 供用開始年月日

平成27年4月24日

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え付ける。

## 和歌山県告示第500号

県が管理する港湾施設を港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位 置	種 類	数量及び能力
新宮港	新宮港緑地	新宮市佐野字下地2139番地	緑地	48,000平方メートル

## 供用開始年月日

平成27年4月24日

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課及び東

牟婁振興局新宮建設部に備え付ける。

#### 和歌山県告示第501号

平成27年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県立図書館納入資料（図書）納入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県立図書館総務課  
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ヒロカンパニー  
和歌山市広瀬中ノ丁二丁目97番地
- 5 落札金額（各1冊当たりの納入価格）  
資料本体価格の96.8パーセント
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特定政令第6条の公告を行った日  
平成27年2月6日

#### 和歌山県告示第502号

平成27年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県立図書館納入資料（逐次刊行物）納入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県立図書館総務課  
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ヒロカンパニー  
和歌山市広瀬中ノ丁二丁目97番地
- 5 落札金額（各1冊当たりの納入価格）

資料本体価格の95.0パーセント

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特定政令第6条の公告を行った日  
平成27年2月6日

### 選挙管理委員会告示

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第56号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年4月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

第2項の表中

東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合立養護老人ホーム 南 紀 園	東牟婁郡太地町太地2281番地	を
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合立特別養護老人ホーム 南 紀 園	東牟婁郡太地町太地2281番地	
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合養護老人ホーム 南 紀 園	東牟婁郡太地町太地1770番地の15	に改める。
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合特別養護老人ホーム 南 紀 園	東牟婁郡太地町太地1770番地の15	
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合特別養護老人ホーム 南紀園（ユニット型）	東牟婁郡太地町太地1770番地の15	

### 警察本部告示

#### 和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、交通管制センター上位装置賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年4月24日

和歌山県警察本部長 下田 隆文

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
  - (1) 調達役務の名称  
交通管制センター上位装置賃貸借業務
  - (2) 調達役務の仕様等  
交通管制センター上位装置賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成27年4月24日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る賃貸借と同種の賃貸借契約を過去5年以内に締結し適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、複数台のサーバーで構成されたシステムのメンテナンスリースであることとする。

- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの。

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 機器仕様証明書

（ア）納入予定機器及びシステム（ソフトウェア）が和歌山県警察が示す仕様に適合していることを証明する書類を提出すること。

（イ）納入予定機器の構成や仕様詳細がわかる資料を添付すること。機器のメーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を明記するとともに、必要により仕様詳細がわかるカタログ等の資料を添付すること。

サ 申請者のシステム賃貸借に関する実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写し及び機器一覧を添付すること。）

シ 申請者に業務体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書

ス 保守体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

- (2) (1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県

役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

- (3) (1) のア、イ、カ及びクからスまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成27年4月24日（金）から同年5月15日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成27年5月18日（月）午後5時までの間に、和歌山県警察本部交通部交通規制課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎1階 会議室

##### (2) 日時

平成27年4月28日（火）午後2時

#### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成27年5月12日（火）から同月26日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

なお、郵送による場合は、平成27年5月26日（火）午後5時までに、6に掲げる場所に必着しなければならない。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7824（代表）

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成27年6月3日（水）までに申請者に通知する。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成27年6月10日（水）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成27年6月15日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公 告

### 都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画地区計画の変更（和歌山大学前駅周辺地区）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

**都市計画の図書の写しの縦覧公告**

有田川町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
吉備都市計画公園（2・2・1号庄児童公園）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

**入 札 公 告**

交通管制センター上位装置賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年4月24日

和歌山県警察本部長 下 田 隆 文

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 事業年度  
平成27年度から平成32年度まで
  - (2) 調達役務の名称及び数量  
交通管制センター上位装置賃貸借業務 一式
  - (3) 賃貸借期間  
平成28年3月1日から平成33年2月28日までの間
  - (4) 調達役務の仕様等  
交通管制センター上位装置賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
  - (5) 納入場所  
仕様書による。
  - (6) 入札金額  
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成27年和歌山県警察本部告示第2号に規定する交通管制センター上位装置賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所  
和歌山市西46番地の1  
和歌山県警察本部岡崎庁舎  
和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）  
電話番号 073-473-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-473-7824（代表）

## (2) 期間

平成27年4月24日（金）から同年5月15日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後5時までとする。

## 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の(1)に同じ。

## イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通規制課に対して平成27年5月18日（月）午後5時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎1階 会議室

## (2) 日時

平成27年4月28日（火）午後2時

## 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室7

## イ 入札日時

平成27年6月17日（水）午後2時

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は和歌山県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年6月17日（水）午前11時00分までに交通規制課に必着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (5) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

#### 15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 16 Summary

- (1) Rental of central computer of traffic control system

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. Wednesday 17 June 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 11:00 a.m.)

Wednesday 17 June 2015)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110